

誓約書

関西大学国際部長 殿

私は、Summerプログラム（以下、留学プログラムという。）に参加するにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。なお、誓約書に反する行為を行った場合、留学が取消または短縮されることを了承いたします。

内容を遵守する場合、☐をしてください。

- 1 留学プログラムの趣旨を十分理解し、事前・事後のオリエンテーション期間中も含めて学業に専念すること。 ☐
- 2 留学に係る手続き及び留学中の授業や生活など日常的課題に関する事項を、自己の責任において行うこと。トラブルが発生した場合、関西大学国際部や研修先大学等と密に連絡を取って問題解決に努めること。 ☐
- 3 期日までに必要書類を提出しない、必要な手続きを行わない、オリエンテーション・レディネスセミナーに参加しない等、派遣生としてふさわしくない素行上の不良が確認された場合、警告が与えられ、警告後も改善が見られない場合は、留学プログラムへの参加が認められない、または単位が認定されない場合があることを了承すること。 ☐
- 4 出発及び帰国の日程ならびに旅程については本学の指定に従うこと、また本学が指定した滞在先（寮、ホテル、ゲストハウス）へ滞在すること。 ☐
- 5 セミナー期間中は団体行動を伴う場面が多いため、団体行動を乱す行為があった場合はやむを得ず途中帰国もありうることを理解すること。 ☐
- 6 渡航期間中は滞在国の法令、社会的マナーや文化・慣習、研修先大学の定める規則、指導教員・担当者等の指示に従い、かつ日本の法令や本学の学則等規程に反することのないよう、本学学生としての自覚と責任において行動すること。 ☐
- 7 本学の留学プログラムを通じて留学する学生の安全対策として、外務省海外安全ホームページにて発表される「危険情報」「感染症危険情報」の4つのカテゴリーおよび本学の催行判断基準に基づき対策を講じる。渡航先の治安状況等予期しない事態によって、留学プログラムが急遽中止または即時帰国となった場合、本学の指示に速やかに従うこと。 ☐
- 8 渡航期間中は体調管理を含め自らの故意または過失により生じさせた損害や事故について、各自がその責任を負うこと。 ☐
- 9 留学に際しては、出発日から帰国日まで本学指定の海外旅行包括保険および危機管理支援サービス（関大 TRS）へ加入すること。なお、本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、留学先大学から現地保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に加入すること。 ☐
- 10 緊急時における安否確認対応のため、関西大学が加入する日本アイラック安心サポートデスクの「緊急時安否確認システム(プロ・ファインダー)」へ学生本人の渡航に関する個人情報を提供されることに同意すること。また有事の際には、同システムまたは本学からの安否確認連絡に速やかに対応すること。 ☐
- 11 渡航期間中に、疾病・事故等があった際、保険ではカバーできず追加費用（例えば、家族の現地への渡航費等）が発生する場合もあることについて事前に保証人の了解を得、その支払いについて学生本人及び保証人がその責任を負うこと。 ☐
- 12 自己都合でなくとも、何らかの理由で渡航前にプログラムがキャンセルとなった場合、キャンセルに係るすべての費用については自己負担となること。 ☐
- 13 支払完了後、やむを得ない理由で参加を辞退する場合や、パスポート紛失・疾病などで出発が遅れてしまった場合、また途中で帰国した場合の違約金・追加料金の手続きは、各留学先大学のキャンセルポリシー及び旅行会社の約款に準じて行うこと。 ☐
- 14 渡航期間中は、車両（自動二輪車を含む）の運転を行わないこと。 ☐
- 15 渡航期間中に、留学プログラムで定める滞在先（滞在都市）以外に個人で旅行・滞在することは認められないこと。（留学先大学および研修先を通じて申し込むアクティビティは除く） ☐
- 16 本学からの緊急連絡等のため、必ず連絡先を届け出ることとし、変更になった場合も、速やかにその旨を届け出ること。 ☐
- 17 既往症がある場合は、海外渡航において主治医から許可を得ていること。 ☐
- 18 既往症については、海外旅行包括保険の補償を受けられないことを理解すること。 ☐
- 19 日本の大麻取締法は、国外において大麻をみだりに、栽培したり、所持したり、譲り受けたり、譲り渡したりした場合などに罰する規定があるため、留学先国・地域の法令にかかわらず、日本の法令に従い大麻やその他ドラッグの使用をしないこと。使用が発覚した場合、留学が取り消され、即時帰国、懲戒の対象となること。また、飲酒・喫煙についても同様に、日本の法令に従うこと。 ☐
- 20 学生の個人情報はプログラムへの申し込みにあたり、関西大学から留学先大学および留学サポート会社に提供されることを理解すること。 ☐

以上

年 月 日

学籍番号

学生署名

保証人は、上記事項を確認し、これを学生本人が遵守することを保証します。

保証人署名

※代筆不可

【日本での緊急連絡先】 ※変更になった場合はすみやかにその旨を届けること

氏名： (本人との続柄) 連絡先（携帯等）：

安全対策方針

外務省「危険情報」・「感染症危険情報」の目安と関西大学の基本方針

・外務省「危険情報」

目安	目安の詳細	大学の基本方針	
		渡航前 (2ヵ月前～)	渡航中
■危険レベル1 十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。 ※当該国（地域）への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けるよう勧めるもの。	原則 「実施」する →注意喚起を行う。	原則 「継続」する →注意喚起を行う。
■危険レベル2 不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。 ※当該国（地域）への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行い、渡航する場合には、十分な安全措置を講じることを勧めるもの。	「中止・延期」を検討する	「帰国」を検討する
■危険レベル3 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。） ※当該国（地域）への渡航は、どのような目的であれ中止を勧めるもの。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがある。	「中止」とする	「帰国」とする
■危険レベル4 退避してください。渡航は止めてください。 (退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。 ※当該国（地域）に滞在している全ての日本人に対して、滞在地から安全な国・地域への退避(日本への帰国も含む)を勧告するもの。この状況では、当然のことながら新たな渡航は延期することが望まれる。	「中止」とする	「即時帰国」とする

・外務省「感染症危険情報」

目安	目安の詳細	大学の基本方針	
		渡航前 (2ヵ月前～)	渡航中
■危険レベル1 十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	原則 「実施」する →注意喚起を行う。	原則 「継続」する →注意喚起を行う。
■危険レベル2 不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。	「中止・延期」を検討する	「帰国」を検討する
■危険レベル3 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。	「中止」とする	「帰国」とする
■危険レベル4 退避してください。渡航は止めてください。 (退避勧告)	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	「中止」とする	「即時帰国」とする